

鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について

次のように改める。

令和 6 年 7 月 2 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 34 年鹿沼市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「自然現象」を「自然現象等」に、「又は」を「若しくは」に、「現場」を「箇所又はその周辺」に、「応急作業」を「規則で定める作業」に改め、同条第 2 項中「500 円（作業が夜間（日没時から日出時までの間をいう。）に行われた場合にあっては、100 分の 50 を加算した額）」を「2,160 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の特殊勤務手当条例第 12 条の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例第 12 条の規定に基づいて支給された災害応急作業手当は、改正後の特殊勤務手当条例による災害応急作業手当の内払とみなす。